

市制施行 100 周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウム企画運営等業務委託に係るプロポーザル
選定委員会設置要綱

令和 5 年12月14日制定

〔農林部農地課〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市制施行100周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウム企画運営等業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 7 名をもって組織する。

- 2 委員は、農林部長、農林部次長 2 名、農地課長、政策開発課SDGs推進係員、国際政策課シティプロモーション係員、産業雇用政策課産業振興・輸出推進係員とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

(委員長の職務等)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、農林部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は審査を実施するにあたり会議を開催することができる。

- 2 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 5 会議は、非公開とする。

(選定基準)

第 6 条 選定基準は、市制施行100周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウム企画運営等業務委託に係る契約候補者選定基準に定める。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、農林部農地課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年12月14日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。